

(令和2年3月第2回常任委員会書面審議決定)

いちご一会とちぎ国体矢板市医療救護基本計画

1 基本方針

「いちご一会とちぎ国体」の開催に係る医療救護体制については、関係機関の協力を得て適切に人員、医薬品等を配置し、万が一に備えるものとする。

2 基本計画

(1) 医療救護体制の構築

ア 医療救護業務を実施するため、救護本部、救護班等の医療救護体制を構築し、適切に人員を配置する。

イ 医療救護体制における想定を超過する大規模災害又は突発重大事案が起こったときは、別に定めるいちご一会とちぎ国体矢板市警備、消防等基本計画に基づき対応する。

(2) 救護所の設置及び医薬品等の配備

ア 競技会会場に救護所を設置し、医師会その他関係機関の協力のもと医師、看護師、保健師等を配置する。

イ 救護所においては、初期対応として応急処置及び軽易な治療を行い、必要に応じて医療機関へ移送する。

ウ 救護所に、必要な医薬品、医療機器等を配備する。

(3) 移送体制及び医療機関の確保

ア 医療機関への移送が必要となる傷病の発生に備えて、医師会、消防署その他関係機関の協力を得て、予め移送体制を構築し、移送先医療機関を選定しておくものとする。

イ 消防署その他関係機関の協力のもと、必要に応じて競技会会場に救急車両を待機させる。